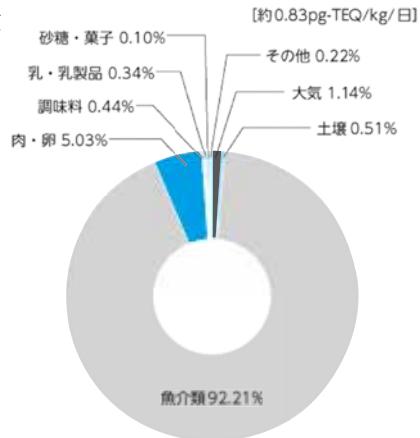


4pg-TEQ/kg/日以下が規定されています。

図表 4-5-8 我が国におけるダイオキシン類の
1人1日摂取量



ウ 環境の状況

24年度の「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく一般大気環境等の常時監視結果は、次のとおりです。

(ア) 一般大気環境

県内 70 地点を調査し、その年間平均値は 0.010~0.19pg-TEQ/m³ の範囲にあり、いずれの地点も環境基準 (0.6pg-TEQ/m³以下) を下回っていました。

(イ) 公共用水域

水質については、県内 90 地点を調査し、その値は 0.017~1.5pg-TEQ/L の範囲にあり、2 地点（南白亀川観音堂橋及び平久里川平成橋）で環境基準 (1pg-TEQ/L) を超過しました。

底質については、県内 40 地点を調査し、その値は 0.097~100pg-TEQ/g の範囲にあり、いずれの地点も環境基準 (150pg-TEQ/g) を下回りました。

(ウ) 地下水

県内 20 地点を調査し、その値は 0.0084~0.067pg-TEQ/L の範囲にあり、いずれの地点も環境基準 (1pg-TEQ/L) を下回りました。

(エ) 土壤

県内 37 地点を調査し、その値は 0.000060~14pg-TEQ/g の範囲にあり、いずれの地点も環境基準 (1,000pg-TEQ/g) を下回りました。

エ ダイオキシン類の発生源

ダイオキシン類の現在の主な発生源は、

ごみ焼却施設から発生するのですが、製鋼用電気炉等の工場、自動車排ガス等からも発生すると言われています。

また、かつて大量に使用されていた P C B や一部の農薬に不純物として含まれていたものが、土壤や底泥に蓄積している可能性もあります。

環境省は、日本全体のダイオキシン類の主な発生源別の一般環境中への排出量を試算しています。

これによると、排出量は年々減少し、23 年は 9 年に比べ約 98% 減少しています。発生源別に見ると、廃棄物処理分野が全体の約 59%、産業分野が約 38% を占め、さらにそのほとんどが大気への排出となっています。

2 県の施策展開

(1) 化学物質の自主的な管理の促進

ア P R T R 制度の活用

この制度の中で、県は、①事業者が対象化物質の環境への排出量・移動量を国へ届け出る際の経由機関としての役割、②国から通知されたデータを活用し、地域ニーズに応じた集計・公表等を担っています。

また、結果を活用し、排出量の多い事業者に対しては、事業者による化学物質の管理の改善が促進されるよう、技術的な助言等を行っています。P R T R 制度では、次のこと期待されます。

(ア) 事業者

様々なルートで排出される環境への排出量を自ら把握することにより、化学物質の自主的な管理の改善を進めることから、無駄を抑え、原材料の節約等を行うことができ、環境への負荷を低減できます。

(イ) 国・自治体

P R T R データを活用し、化学物質対策の優先付け、対策の進捗状況の把握、地域特性を把握したリスク評価が可能となります。

(ウ) 国民

化学物質の排出状況等の情報の提供を受けることにより、環境リスクへの理解を深め、毎日の暮らしで使用される化学物質の排出を減らすことができます。

イ P R T R 情報の提供

県民へ化学物質に関する排出量等の情報を分かりやすく提供するため、「PRTR 集計結果報告書」や「PRTR データを読み解くための県民ガイドブック」を作成し、ホームページで公開しています。

ウ リスクコミュニケーションの推進と情報提供

県民の化学物質に関する情報共有等を促進し、社会全体で、化学物質による環境リスクを低減していくことが必要なため、県として次のことに取り組んでいます。

(ア) *リスクコミュニケーションの推進

化学物質の排出状況等について周辺住民への情報提供手段として、事業者のホームページや環境報告書などありますが、より有効な方法としては*環境対話集会があります。

県では、環境対話集会の普及を図るため、18年度は新日本プラス(株)旭工場においてモデル事業を実施しました。20年度は、市原市の環境対話集会の開催に協力しました。

また、化学物質に関するセミナーの開催や、事業者団体に対する講演を行うなど、モデル事業の成果の普及を図っています。

(イ) 環境リスク評価手法の開発

有害大気汚染物質などの化学物質を取り扱う事業者は、自ら「環境リスク評価」を実施し、排出抑制等の必要な措置に努める必要があります。

このため、県では、20年11月に全国の自治体で初めて、事業者にとって使いやすい「環境リスク評価手法」を開発し、ガイドブックとしてとりまとめホームページ(http://www.pref.chiba.lg.jp/sc/risk_hyoka)上に公開しています。

(2) 農薬等の適正使用等

農薬の飛散等からの生活環境保全を目的とし

て、24年度は県内各地で研修会を5回開催し、農業者や防除業者、指導者に対して農薬の適正使用を啓発しました。

また、環境省でとりまとめた「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を公共施設管理者等関係機関に配布するとともに、研修会を開催しました。

(3) ダイオキシン類対策の推進

ア 国の取組

ダイオキシン類対策の強化を図るため、12年1月15日から「ダイオキシン類対策特別措置法」を施行しています。法では、

- ① ダイオキシン類の定義（P C D D、P C D F、コプラナー P C B の3種類）
 - ② 耐容一日摂取量（体重 1kg あたり 4pg-TEQ）
 - ③ 大気、水質等の環境基準
 - ④ 排出ガス、排出水についての規制
 - ⑤ 国による排出削減計画の策定
- などが規定されています。

なお、政府は、同法に基づき 17 年に策定した「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減する計画」の削減目標が達成されたこと及び大気環境が大きく改善してきていることから、24年に同計画を見直し、「現状非悪化」を目標に掲げ、可能な限り排出量を削減する努力を継続することとし、排出基準の遵守や廃棄物の発生抑制・再利用の推進、健康及び環境への影響の実態把握等の施策を推進しています。

イ 県の取組

(ア) 千葉県ダイオキシン類対策推進方針

県では、12年6月に策定した「千葉県ダイオキシン類対策推進方針」に基づき、対策を体系的・計画的に推進しています。

推進方針の主な内容は次のとおりです。

a 発生源対策

ダイオキシン類の排出量を極力抑制するために発生源ごとに適切な対応を図り、排出施

設ごとに設定されている恒久対策の早期実施を図ります。

小規模焼却炉（焼却能力 50kg／時以上）についても、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制対象施設となつたことから、排出基準遵守の徹底を図ります。

b 監視、調査研究の充実

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく常時監視について、「千葉県ダイオキシン類常時監視計画」を毎年度策定し、計画的に行っていきます。

食品・母乳からの摂取については、国による全国民的な調査に県も参加、協力しています。

c 情報提供体制の整備及び連携の推進

国・他自治体の関係機関と連携を密にして情報の収集に努め、環境白書やホームページ等を通じて県民への情報提供を実施しています。

(イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制

a 立入検査

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、規制の対象となる施設を特定施設として規定し、この施設から排出される排出ガス、施設を有する事業場から排出される排出水に排出基準を定めています。県内の 24 年度末現在の施設・事業場数及び適用基準は、図表 4-5-9 のとおりです。

これらの施設・事業場に対し立入検査を行っており、24 年度の実績は図表 4-5-10、図表 4-5-11 のとおりです。

なお、排出基準違反による行政措置を行ったものはありませんでした。

b 自主測定

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、特定施設の設置者は、排出ガス、排出水及びばいじん等の汚染の状況について測定を行い、知事に報告することとなっています。

24 年度に県が報告を受けた結果は、次のとおりです。（図表 4-5-12～14）

なお、未報告の施設・事業場について

は、文書による督促、立入検査等による指導を行っています。

図表 4-5-9 ダイオキシン類の排出基準

1. 排出ガスに係る排出基準		単位：ng-TEQ/m ³ N		
施設の種類	施設数	新設の排出基準	既設の排出基準	
1 製鉄用焼結炉	5	0.1	1	
2 製錬用電気炉	1	0.5	5	
3 亜鉛回収施設	0	1	10	
4 アルミニウム合金製造施設	8	1	5	
	4t/時以上	64	0.1	1
5 廃棄物焼却炉	2~4t/時	82	1	5
	2t/時未満	276	5	10

2. 排出水に係る排出基準		単位：pg-TEQ/L		
施設の種類	事業場数	新設の排出基準	既設の排出基準	
1 硫酸塩パルプ等製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	0			
2 カーバイド法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	1			
3 硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	0			
4 アルミニウム織維製造用の廃ガス洗浄施設	1			
5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)用の焼成炉の廃ガス洗浄施設	1			
6 塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	0			
7 カブロクラクタム製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)用施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0			
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0			
9 4-クロロフルタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0			
10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフタキノン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0			
11 ジオキサンジンバイオレット製造施設のうち、ジオキサンジンバイオレット洗浄施設等	0			
12 アルミニウム合金製造用溶解炉等から発生する廃ガスの洗浄施設等	1			
13 亜鉛の回収施設のうち、廃ガス洗浄施設等	0			
14 使用済み担体付き触媒からの金属回収用のろ過施設等	0			
15 廃棄物焼却炉から発生する廃ガスの洗浄施設等	49			
16 廃 P C B の分解施設等	0			
17 フロン類破壊用のプラズマ反応施設等	1			
18 下水道終末処理施設(1～17及び19の施設に係る廃液等を含む下水を処理するもの)	3			
19 1～17の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設	3			

(注) 5、14、17の施設は、17.9.1から新たに追加された施設であり、既設の基準の適用は18.9.1から

図表 4-5-10 法に基づく大気特定施設立入検査結果（24 年度）

立入施設数	検査検体数	排出基準違反
267	26	0

図表 4-5-11 法に基づく水質特定事業場立入検査結果（24 年度）

立入事業場数	検査検体数	排出基準違反
28	27	0

図表 4-5-12 排出ガスに係る自主測定報告結果

報告対象 施設数	報告 施設数	未報告 施設数	報告値の範囲 (ng-TEQ/m ³ N)
281 (269)	264 (252)	17 (17)	0～8.8

() 内は廃棄物焼却炉の数

図表 4-5-13 排出水に係る自主測定報告結果

報告対象事業場数	報告事業場数	未報告事業場数	報告値の範囲(pg-TEQ/L)
23	23	0	0.00003~2.4

図表 4-5-14 ばいじん等に係る自主測定報告結果

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	報告値の範囲(ng-TEQ/g)
242	221	21	0~68

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
化学物質の環境基準達成率	<p>ベンゼン★ 100%</p> <p>トリクロロエチレン★ 100%</p> <p>テトラクロロエチレン★ 100%</p> <p>ジクロロメタン★ 100%</p> <p>ダイオキシン類 (一般大気環境 100%)</p> <p>(公共用水域水質 98.9%)</p> <p>(公共用水域底質 100%)</p> <p>(地下水、土壤 100%)</p> <p>(平成 18 年度)</p>	<p>100%</p> <p>100%</p> <p>100%</p> <p>100%</p> <p>100%</p> <p>97.8%</p> <p>100%</p> <p>100%</p> <p>(24 年度)</p>	100%達成 (毎年度)
有害化学物質の届出排出量	約 9 千 t (平成 17 年度)	約 6,800t (23 年度)	前年度より減少させます (毎年度)

★ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは一般大気環境における環境基準の達成率を示しています。

《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定した全ての地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類については、一般大気環境、公共用水域（底質）、地下水及び土壤について調査した全ての地点で、公共用水域（水質）は調査した90地点のうち88地点で環境基準を達成しました。

有害化学物質の届出排出量は、基準年度の 17 年度に比べ若干減少し約 6,800t でした。